

平野区地域保健福祉計画〈第3期〉の新旧対照表

第3章

1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる平野区をめざして

現行	改正
<p>(2) ① 「平野区いきいき脳活サポートマニュアル」を活用した、地域における認知症予防の取組を支援していきます。</p> <p>(4) ① いきいき百歳体操における体力づくりや、にこにこ教室※における介護予防の取組を各地域で実施してもらうよう支援しています。この体操は運動機能低下防止だけでなく、仲間づくりによる閉じこもりの防止にもつながり、フレイル予防にも効果があるため、今後も取組を広げていきます。</p> <p>(4) ② 健康寿命を延ばすためには、運動等の健康づくりが大切であり、平野区健康づくり推進協議会と連携した啓発や地域における健康づくり活動等に取り組んでいきます。加えて、栄養バランスの摂れた食事も密接に関係しており、みなさんが健やかな食生活を送ることができるよう、平野区食生活改善推進員協議会と連携した啓発を引き続き行っています。</p> <p>(4) ③ また、誰もが地域で安心して暮らす上で適</p>	<p>(2) ①<u>削除</u></p> <p>(4) ①<u>修正</u> いきいき百歳体操における体力づくりや、にこにこ教室※における介護予防の取組を各地域で<u>主体的に</u>実施してもらうよう支援しています。<u>これらの取組は運動機能の向上に加え、仲間づくりによる閉じこもり予防、フレイル予防としても効果が期待されています。今後、産官学民の協力を得て実施する「ひらの百歳☆きらめき講座」等を活用し、地域住民、関係団体、企業、大学等が協働した健康づくり・地域づくりの取組を着実に推進し、活動の裾野を広げていきます。</u></p> <p>(4) ②<u>修正</u> 健康寿命を延ばすためには、<u>運動や栄養等の日常的な健康づくり</u>が大切であり、平野区健康づくり推進協議会と連携した啓発や地域における健康づくり活動等に取り組んでいきます。加えて、<u>栄養バランスの取れた食生活の重要性について、平野区食生活改善推進員協議会と連携した啓発</u>を引き続き行っています。</p> <p>(4) ③<u>修正</u> また、誰もが地域で安心して暮らすために</p>

<p>切な医療を日常的に受けられる環境にあるためには、健康に関することを何でも相談できるかかりつけ医療機関※（医者・歯医者・調剤薬局等）を持つことも重要です。</p> <p>(4) ④</p> <p>口腔機能の維持は、自分の口で食事するために必要不可欠であり、ひいては、身体と心が健康であるために大切なことです。日常生活における口腔ケア※は健康寿命を延ばす上でも大切で、むし歯や歯周病、口臭等の予防のほか、高齢者にとっては、QOL※の向上にもつながります。地域の様々な活動の中で、口腔ケアの必要性を周知していきます。</p>	<p>は、<u>日常的に適切な医療を受けられる体制整備とともに、健康に関することを何でも相談できるかかりつけ医療機関※（<u>医科・歯科・調剤薬局等</u>）を持つことも重要です。</u></p> <p>(4) ④<u>修正</u></p> <p>口腔機能の維持は、自分の口で食事するために必要不可欠であり、ひいては、身体と心が健康であるために大切なことです。日常生活における口腔ケア※や<u>口腔機能の向上は健康寿命を延ばす上でも大切で、むし歯や歯周病、口臭等の予防のほか、高齢者にとっては、QOL※の向上にもつながります。地域の様々な活動の中で、口腔ケアや口腔機能向上のための「かみかみ百歳体操」について必要性を周知していきます。</u></p> <p>(4) ⑤ <u>新設</u></p> <p><u>⑤ 健康づくりを効果的に進め、生活習慣病の予防やがんによる死亡率の減少、健康寿命の延伸につなげるためには、ライフステージに応じた健（検）診の受診と、正しい知識に基づく主体的な健康行動が重要です。このため、健康講座や地域での取組等を通じて、健（検）診の意義や結果の活用方法について分かりやすく伝え、ヘルスリテラシーの向上を図ります。また、医療・福祉・介護・教育など多様な関係機関と連携し、それぞれの専門性を活かした啓発や受診勧奨を行うことで、健（検）診を身近で受けやすいものとし、区民の受診機会の拡大と受診率の向上に取り組みます。</u></p>
--	---


第3章

2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる平野区をめざして

現行	改正
<p>(1) ① 引き続き、障害者差別解消法で示されている「不当な差別的 取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の考え方が広く認識されるよう周知・啓発に取り組んでいきます。</p>	<p>(1) ①修正 引き続き、障害者差別解消法で示されている「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供 <u>(令和6年4月の法改正により事業者にも義務化)</u>」の考え方が広く認識されるよう周知・啓発に取り組んでいきます。</p>

第3章

3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして

現行	改正
<p>(1) ⑤ ひらの青春生活応援事業のリーフレット</p>  <p>(2) ① また、ヤングケアラー※に関する相談も行っています。</p>	<p>(1) ②新設*用語集も新設 令和6年4月から運営を開始した「こども家庭センター*」において、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、より一層切れ目のない一体的な相談支援に取り組んでいます。 *以降、各番号は繰り下げを行う。</p> <p>(1) ⑥差替え * (1) ②を新設し、挿入したため、番号が一つ繰り下がっている。 新しいリーフレットに差替え</p>  <p>(2) ①修正 また、令和6年に法制化されたヤングケアラーについては、こどもから若者までを支援の対象とすることから、課題に応じた関係窓口においても幅広く相談対応を行います。</p>

<p>(2) ② 子育て支援センターや子ども子育てプラザで行っている出張相談等とも連携し、身近な場所でこども、子育てに関する相談がしやすい環境づくりに努めていきます。</p> <p>(3) ⑤ 区内でこどもの居場所活動やこども食堂に取り組んでいる団体等で構成される「平野区みんな食堂ネットワーク※」と連携して、地域住民の交流や多世代の交流の場となり次世代育成が進んでいくよう情報発信等に取り組んでいきます。</p> <p>(4) ③ 子育て支援機関において、支援の困難なケースや対応に困った場合には、積極的に福祉分野や心理分野等の専門家によるスーパーバイズを受け、適切な支援につなげていきます。</p>	<p>(2) ②<u>修正</u> <u>子ども子育てプラザや子育て支援センター等とも連携し、身近な場所でこども、子育てに関する相談がしやすい環境づくりに努めていきます。</u></p> <p>(3) ⑤<u>修正*用語集も修正</u> 区内でこどもの居場所活動やこども食堂に取り組んでいる団体等で構成される「<u>平野区こどもの居場所ネットワーク*</u>」と連携して、地域住民の交流や多世代の交流の場となり次世代育成が進んでいくよう情報発信等に取り組んでいきます。</p> <p>(4) ③<u>修正</u> 支援の困難なケースや対応に迷った場合等も、積極的に福祉分野や心理分野等の専門家によるスーパーバイズを受け、<u>区役所における虐待対応へのより適切な支援につなげていきます。</u></p>
---	---

第3章

4 安全で安心な平野区をめざして（「気にかける」地域づくり）

現行	改正
<p>(1) ① 相談者の状況に応じて区役所生活保護担当へつなぐ等、最低限度の生活保障確保に向けた取組も行っており、生活保護受付面接担当者との連携を深めるため、定期的な意見交換を開始したところです。</p>	<p>(1) ①<u>修正</u> 相談者の状況に応じて区役所生活保護担当へつなぐ等、最低限度の生活保障確保に向けた取組も行っており、生活保護受付面接担当者との連携を深めるため、<u>随時意見交換を行っていきます。</u></p> <p>(1) ②<u>追加</u> また、令和6年4月に施行された<u>孤独・孤立対策推進法に基づき、令和8年4月から孤独・孤立対策協議会実施要領を定め、引き続き着実に取組を進めていきます。</u></p>